

宇土市地域防災計画書

第4部

原子力災害対策編

宇土市防災会議

第4部 原子力災害対策編

第1章 総 則	377
第1節 計画の目的	377
第2節 計画の性格	377
第3節 計画の見直し	377
第4節 計画の周知徹底	378
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	379
第2章 防災活動体制	386
第1節 災害対策本部等の体制	386
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	386
第3章 災害予防計画	388
第1節 情報の収集・伝達体制等の整備	388
第2節 屋内退避等に係る体制の整備	388
第3節 健康相談及び医療体制の整備	388
第4節 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発	389
第5節 防護資機材の確保	389
第6節 防災訓練の実施	389
第4章 災害応急対策計画	390
第1節 情報の連絡	390
第2節 住民避難等の防護活動	390
第3節 健康相談及び医療の実施	391
第5章 災害復旧計画	392
第1節 風評被害等の影響軽減	392
第2節 住民健康相談	392
第3節 放射性物質による汚染の除去等	392
第4節 支援措置その他	392

宇土市地域防災計画 原子力災害対策編 項目別担当部局

章・節			項 目	頁	総務部	企画財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
第1章	総則	第1節	計画の目的	377	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	計画の性格	377	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	計画の見直し	377	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4節	計画の周知徹底	378	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	379	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章	防災活動体制	第1節	災害対策本部等の体制	386	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	386	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3章	災害予防計画	第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	388	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	屋内退避等に係る体制の整備	388	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	健康相談及び医療体制の整備	388				○								
		第4節	原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発	389	○											
		第5節	防護資機材の確保	389	○			○	○	○			○			
		第6節	防災訓練の実施	389	○	○					○		○			
第4章	災害応急対策計画	第1節	情報の連絡	390	○											
		第2節	住民避難等の防護活動	390	○		○	○	○	○	○		○			
		第3節	健康相談及び医療の実施	391				○								
第5章	災害復旧計画	第1節	風評被害等の影響軽減	392	○	○		○	○							
		第2節	住民健康相談	392				○								
		第3節	放射性物質による汚染の除去等	392	○	○	○			○						
		第4節	支援措置その他	392	○	○	○	○	○	○	○					

第1章 総 則

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては宇土市内へ影響を及ぼす可能性がある。

熊本県は、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定し、原子力防災に関する関係機関の事務又は業務の中で、市町村の事務又は業務を、「原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発」、「原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成」、「原子力防災に関する訓練の実施」、「屋内退避等に関する広報・指示」、「避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等」、「健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力」、「住民への原子力災害に関する情報伝達」、「所在県からの避難の受入れに関する協力」と定めている。

そのため、本市においても原子力災害対策計画を策定することとする。

第1節 計画の目的

（全部）

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本市における必要な対策について定める。

■九州内に所在する原子力発電所

名称	所在地
玄海原子力発電所	佐賀県玄海町
川内原子力発電所	鹿児島県薩摩川内市

第2節 計画の性格

（全部）

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

第3節 計画の見直し

（全部）

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等を見直しが進められている。

今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画においても、必要な追補、修正等を行っていく。

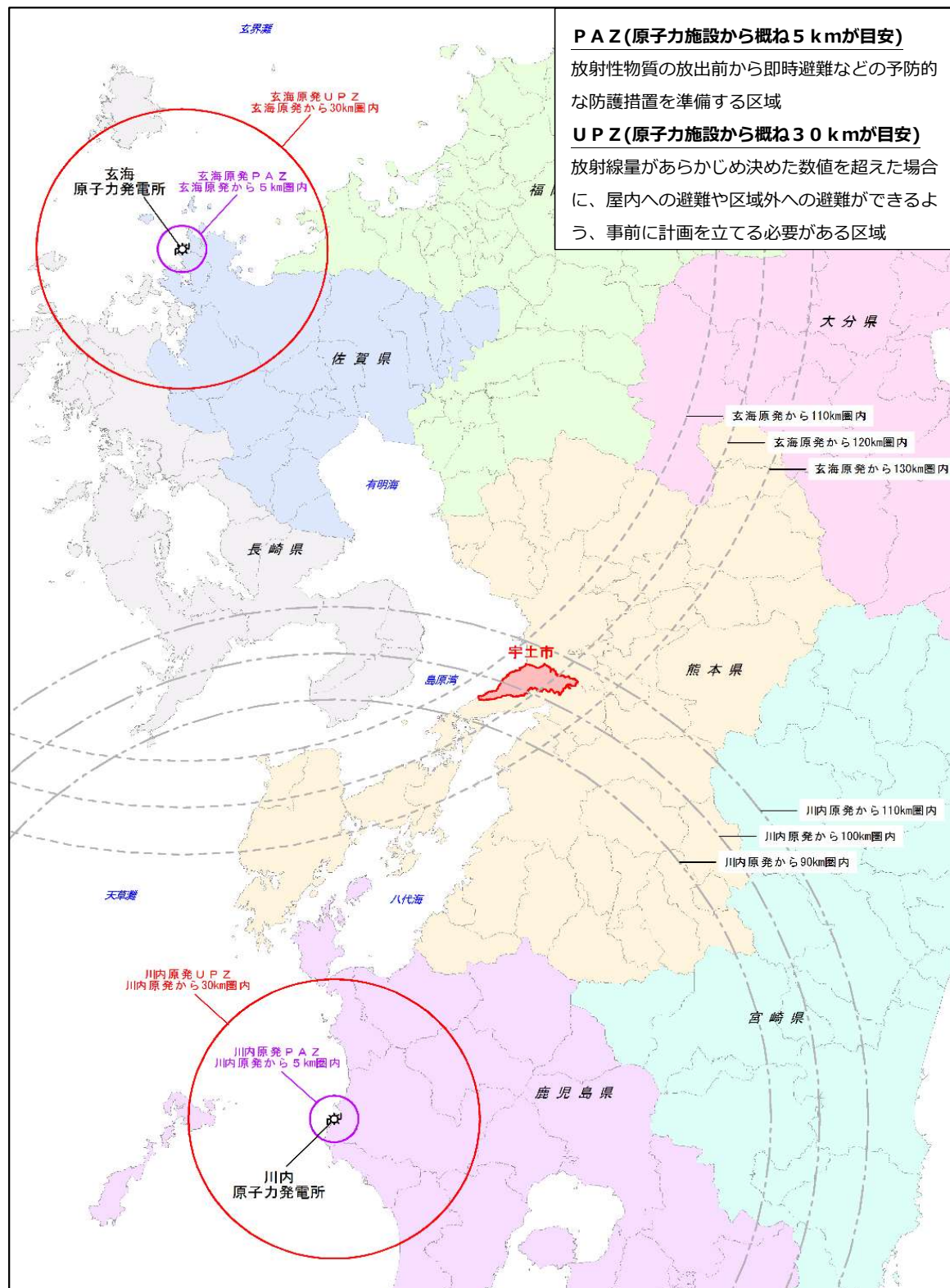
第4節 計画の周知徹底

(全部)

この計画は、市の職員及び防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民に対しても周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

■原子力発電所と本市の位置関係



第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

(全部)

1 原子力発電所の概要

■ 玄海原子力発電所

ユニット		1号機	2号機	3号機	4号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約 87 万 m ²			
電気出力		55 万 9 千 kW	55 万 9 千 kW	118 万 kW	118 万 kW
原子炉	型式	加圧水型軽水炉 (PWR)			
	熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃料	種別	—	—	低濃縮(約 4%) 二酸化ウラン ウラン・プルトニウム 混合酸化物	低濃縮 (約 4～5%) 二酸化ウラン
	装荷量	—	—	約 89 トン	約 89 トン
営業運転開始日		昭 50. 10. 15	昭 56. 3. 30	平 6. 3. 18	平 9. 7. 25
運転終了日		平 27. 4. 27	平 31. 4. 9	—	

■ 川内原子力発電所

ユニット		1号機	2号機
所在地		鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山	
用地面積		約 145 万平方メートル (埋立面積約 10 万 m ² を含む)	
電気出力		89 万 kW	89 万 kW
原子炉		軽水減速・軽水冷却加圧水型 (PWR)	
燃料	種別	低濃縮 (約 4～5%) 二酸化ウラン	
	装荷量	約 74 トン	約 74 トン
営業運転開始日		昭 59. 7. 4	昭 60. 11. 28

2 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域である（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」より抜粋）が、宇土市においては、これらの区域内に位置していないため、該当しない。

(1) 防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「E A L」という。表1を参照。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。

P A Z の具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「I A E A」という。）の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3～5km の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル（「Operational Intervention Level」以下「O I L」という。表2を参照。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていることを踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

■表1 緊急事態区分と緊急時活動レベル EAL : Emergency Action Level

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態	1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 3. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 4. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 5. 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 6. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 7. 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 8. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 9. 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 10. 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 11. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 12. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 13. オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 14. 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 15. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態	1. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 2. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 3. 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 4. 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 5. 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 6. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 7. 子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 8. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 9. 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 10. 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	PAZ内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。

第4部 原子力災害対策編

第1章 総 則

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
施設敷地緊急事態	11. 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 12. 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 13. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 14. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
全面緊急事態	1. 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 3. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 4. 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 5. 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 6. 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 7. 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 8. 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 9. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 10. 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 11. 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 12. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 13. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

■表2 OILと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。

ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

3 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出された放射性物質は、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向によっては本市にも影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2章 防災活動体制

第1節 災害対策本部等の体制

(全部)

市は、以下の表に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、市地域防災計画の他の計画を準用するとともに、県及び関係機関との密接な連携体制の確保を図る。

■体制の種類と基準及び主な活動

体制区分	配備基準	主な活動
警戒体制	① 発電事業者又は県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ② 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	・ 気象に関する警報が発表された場合の警戒体制（必要に応じて、体制の強化を行う。）
災害警戒本部体制	① 発電事業者又は県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ② 県の環境放射線モニタリングにより異常値を検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	・ 風水害に関する災害警戒本部体制（必要に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	① 本市内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	・ 風水害に関する災害対策本部体制

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(全部)

市、県及び関係機関の業務は、市地域防災計画の共通編における事務又は業務に加え、原子力災害対策に関して、特に下記に規定する事務又は業務とする。

1 市

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施
- (4) 屋内退避等に関する広報・指示
- (5) 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等
- (6) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
- (7) 住民への原子力災害に関する情報伝達
- (8) 所在県からの避難の受入れに関する協力

2 県

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施及び市が行う訓練への助言
- (4) 環境放射線モニタリング体制の整備
- (5) 食品検査体制の整備
- (6) 健康相談及び医療体制の整備
- (7) 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報
- (8) 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市への情報伝達及び関係機関間の調整
- (9) 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整

3 熊本地方気象台

- (1) 災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説

4 九州地方整備局

- (1) 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援

5 自衛隊

政府原子力災害対策本部指示に基づき、状況により次の事項を実施

- (1) 環境放射線モニタリングの支援
- (2) 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援

6 日本赤十字社（熊本県支部）

- (1) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力

7 九州電力株式会社

- (1) 原子力災害に関する状況把握及び情報提供

第3章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

(全部)

1 情報の収集・伝達体制の整備

市は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び県との情報収集・連絡体制を整備する。

また、市、県及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2 住民等への情報伝達体制の整備

市及び県は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、市及び県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

県は、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、市に助言する。

さらに、県は、市町村等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平常時から情報収集に努める。

第2節 屋内退避等に係る体制の整備

(全部)

市及び県は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改訂等により避難等の必要性が示された場合、市及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第3節 健康相談及び医療体制の整備

(健康福祉部)

市及び県は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメーター等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）および健康相談等の実施体制を整備する。

また、市及び県は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第4節 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発

（総務部）

市は、県及び関係機関と連携して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力発電所施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に国、県及び市等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- 7 屋内退避及び避難等に関すること。
- 8 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- 9 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- 10 その他原子力防災に関すること。

第5節 防護資機材の確保

（総務部・企画財政部・健康福祉部・経済部・建設部・支所）

市は、県及び関係機関と連携して、必要な資機材等の確保に努める。

第6節 防災訓練の実施

（総務部・企画財政部・教育委員会・支所）

市は、県及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の連絡

（総務部）

1 市から住民への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- (1) 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- (2) 事故の状況と今後の予測
- (3) 発電事業者における対策状況
- (4) 所在県等における対策状況
- (5) 屋内退避等が必要となる区域
- (6) 市及び県の対策状況
- (7) 対象住民等がとるべき行動
- (8) その他必要な事項

2 相談窓口の設置

市は、県と連携し、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第2節 住民避難等の防護活動

（総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所）

市は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、市は、国、県及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、住民へ避難等を指示する。

この場合、市は、県と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

- 1 屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定
- 2 避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。市及び県は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

住民避難に当たって、市は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

なお、県及び県警察本部と連携し、緊急性の高い区域からの優先的避難の実施など、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、交通規制等を要請する。

また、迂回路の確保等についても連携して対応する。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第3節 健康相談及び医療の実施

（健康福祉部）

市及び県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等を実施する。

また、市及び県は、必要に応じて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第5章 災害復旧計画

第1節 風評被害等の影響軽減

（総務部・企画財政部・健康福祉部・経済部）

市は、県等と連携し原子力被害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- 1 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- 2 被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。
- 3 県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- 4 県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- 5 原子力被害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第2節 住民健康相談

（健康福祉部）

市は、県及び医療機関と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第3節 放射性物質による汚染の除去等

（総務部・企画財政部・市民環境部・建設部）

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認める場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第4節 支援措置その他

（総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会）

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、市地域防災計画の風水害対策編及び地震・津波災害対策編を準用して対応する。